

## 公の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日

施設名	徳島市勤労者体育館		
指定管理者	徳島県木材団地協同組合連合会	担当課	市民文化部文化スポーツ振興課
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日	公募・非公募の別	非公募
施設の所在地	徳島市津田海岸町8番29号		事業の概要 ・体育館及び付属設備の維持管理に関する業務
施設の概要	昭和50年3月竣工 延床面積599.2㎡、競技場面積376㎡、研修室83.65㎡、休憩室17.5㎡		

	項目名	令和4年度	令和5年度	項目名	令和4年度	令和5年度
利用状況に関する事	利用者数等	11,570人	13,312人	自主事業参加人数	0人	0人
	利用回数	1,033回	1,083回	事業開催数	0回	0回
収支状況に関する事	指定管理料	0千円	0千円	人件費	953千円	581千円
	利用料収入	2,003千円	2,098千円	管理費	1,050千円	1,517千円
	その他収入	0千円	0千円	その他	0千円	0千円
	収入実績(総額)	2,003千円	2,098千円	支出実績(総額)	2,003千円	2,098千円

評価基準・評価項目	指定管理者自己評価コメント	担当課評価
施設管理体制 (1) 法令等遵守 (2) 職員配置 (3) 職員研修 (4) 利用促進の取組み (5) 設備・備品管理 (6) 安全管理体制 (7) 緊急時の体制	当施設には管理者が常駐していないため、安全管理の必要性により屋外監視カメラ1台を設置している。 各利用者が責任をもって利用すること、またマナーを守るよう説明し、利用後は点検報告書を提出してもらっている。なお備品等の不具合や気づいた点の報告があった場合は早急に対応している。 当連合会が休みの日は、当連合会携帯へ転送されるようになっており緊急時の場合に備えて対応できるよう体制を整えている。	A
利用者に関する業務 (1) 利用状況 (2) 平等な利用 (3) 利用料金 (4) 接客対応 (5) 個人情報保護 (6) サービス向上の取組	3ヶ月単位での利用者決定方法を実施、重複枠の場合は、抽選とし公平に利用できるよう効率的な管理運営を行っている。また、平日の夜間枠の希望が多いため、18時～20時、20時～22時の2時間枠を確保、より多くの方に利用していただけるよう対応している。 当施設の設置の趣旨である勤労者の福祉向上を図ると共に、地域住民が気軽にスポーツを楽しめる場所として利用していただけるよう努めている。	A
施設管理業務 (1) 保守点検業務 (2) 清掃等維持管理業務 (3) 修繕等維持管理	景観整備のため、周辺の雑木などを除去し、側溝の清掃を行った。また、浄化槽のマンホールの修繕と金網フェンスの撤去を実施した。 清掃業務は業者へ委託し、トイレ、廊下、更衣室等、週2回行っている。	S
実施事業 (1) 企画運営事業 (2) 自主事業	なし	
経理状況 (1) 施設収支状況 (2) 指定管理者経営状況 (3) 経費の縮減	コロナの感染症分類が5類に移行し、行動制限の緩和により利用者が増加し、収益も改善した。しかし、施設の老朽化に加え、景観整備に伴う修繕費の支出が増えており、今後も修繕費の負担が続く見込みである。	A
評価基準	S:優れている(協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。) A:適正に管理されている(協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。) B:一部に改善を要する(協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。) C:多くに改善を要する(協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。)	

担当課総合評価コメント	総合評価
竣工から50年近くが経過し、建物並びに設備の老朽化が顕在化する中、利用者の利便性向上のために積極的に維持管理を行っている。 また、3か月単位での利用者決定を行い、利用希望が多い時間帯における公平な利用が可能となるような運営を行っている。 今後も引き続き利用者が安心して利用できるよう体育館の運営管理に努めていただきたい。	S
総合評価基準 S:優れている(各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。) A:適正に管理されている(各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。) B:一部に改善を要する(各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。) C:多くに改善を要する(各評価基準ごとの担当課評価にCがある。)	